

瀬戸市生活交通確保維持改善計画

令和 5 年 6 月 26 日

(協議会名称) 瀬戸市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
瀬戸市生活交通確保維持改善計画
1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>① 目的</p> <p>瀬戸市は、市域 111.40 平方キロメートルのうち森林が約 6 割の丘陵地であり、これまで市民生活の移動手段として自動車が大きな役割を担ってきた。しかしながら近年、人口の急激な減少や高齢化が進行する中で、高齢者や子育て世代にとっても安心できる健康で快適な生活環境を実現できるように自動車に頼り過ぎず、駅やバスセンターなどを有機的に連携する交通ネットワーク「多極ネットワーク型コンパクト構造」の実現を目指している。</p> <p>そのような中、しなの線（旧瀬戸北線）は、名鉄瀬戸線の尾張瀬戸駅及び新瀬戸駅、愛知環状鉄道の瀬戸市駅、公立陶生病院等に接続し、品野地域から市中心部における沿線住民の移動を確保する重要な路線である。さらに、名鉄瀬戸線や愛知環状鉄道に乗り換えることで市外への移動も可能であり、地域活性の一助となっている。</p> <p>赤津線もしなの線（旧瀬戸北線）同様、名鉄瀬戸線の尾張瀬戸駅に接続し、赤津地域から市中心部における沿線住民の移動を確保する重要な路線であり、鉄道駅での乗り換えによる市外への移動にも利用されている。</p> <p>また、両路線ともに令和 2 年 4 月に開校した小中一貫校「瀬戸市立にじの丘学園」の児童生徒の通学にも利用され、瀬戸市のまちづくりには不可欠な路線として運行されている。</p> <p>② 必要性</p> <p>しなの線（旧瀬戸北線）及び赤津線は、地域で沿線協議会を設置し、地域の実情に応じたバスの運行を目指し、行政と地域住民が協働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通学・通勤、通院、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。特に学生や高齢者など、自動車を運転できない移動制約者にとって、容易に外出できる機会を確保する手段となっているほか、高齢者の割合が市域全体より高い両路線沿線では、安全で安心して移動できる生活交通手段の確保として不可欠なものである。</p>

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

	しなの線 (旧瀬戸北線)	赤津線
令和6年度 (R5.10～R6.9)	232,400人	199,500人
令和7年度 (R6.10～R7.9)	234,800人	201,500人
令和8年度 (R7.10～R8.9)	237,200人	203,600人

※ 容易に把握できる定量的な指標として「利用者数」を目標値としている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度に利用者数が減少したため、1%の改善を見込んだ目標を設定する。

【参考】

	しなの線 (旧瀬戸北線)	赤津線
令和3年度 (R3.4～R4.3)	215,163人	188,717人
令和4年度 (R4.4～R5.3)	230,012人	197,490人

(2) 事業の効果

しなの線（旧瀬戸北線）及び赤津線が運行されることにより、古瀬戸、東明、深川地域の交通不便地域の住民約5,500人の生活交通が確保される。また、名鉄瀬戸線、愛知環状鉄道、その他の市内基幹バス及びコミュニティバスとの接続により公共交通ネットワークの構築が図られ、上品野、下品野、祖母懐の各地域を加えた地域の通勤通学を含む交通不便を解消することができる。

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 広域的な公共交通ネットワークの構築（地域住民、交通事業者、瀬戸市）

【参考】令和4年度取組事例

○ 名鉄瀬戸線との接続調整

しなの線（旧瀬戸北線）及び赤津線

令和5年3月18日付けで名鉄瀬戸線のダイヤが改正されることに伴い、ダイヤの変更を行った。

② 分かりやすい公共交通情報の提供（交通事業者、瀬戸市）

【参考】令和4年度取組事例

○ G T F S の活用

G T F S を活用し、Google マップにおいて市内基幹バスの情報提供を引き続き行った。

③ 沿線地域へのモビリティマネジメント（地域住民、交通事業者、瀬戸市）

【参考】令和4年度取組事例

○ バスの乗り方教室の実施（しなの線・赤津線）

- ・ 開催日 令和4年10月13日（木）、10月24日（月）及び11月9日（水）
- ・ 場所 下品野小学校駐車場（しなの線）及びにじの丘学園グラウンド（赤津線）
- ・ 対象 品野西保育園園児（81名）、下品野小学校児童（60名）及びにじの丘学園（小学校）（114名）
- ・ 内容 バス車内でのマナーの説明、バス停の見方・待ち方の説明、バスの乗降方法・安全確認の説明、ICカードマナカを用いた乗車体験の実施、バスの死角体験の実施



○ 名鉄バスの試乗会と撮影会の開催

- ・ 開催日 令和4年10月16日（日）
- ・ 場所 品野台地域交流センター「ぬくも里」西駐車場
- ・ 対象 ぬくも里まつり参加者
- ・ 内容 運転手になって記念撮影会、バスの乗降方法の説明、しなの線路線図及び時刻表の配布



④ 定期的なバス広報と利用促進イベントの実施（地域住民、交通事業者、瀬戸市）

【参考】令和4年度取組事例

○ バス広報の発行

- ・ 品野台地区沿線協議会では、バスに関する情報提供を行い、利用促進

を図った。

発行月	内容
令和4年6月 (第40号)	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バスしなの線(旧瀬戸北線)及びコミュニティバス品野3線(上半田川線・片草線・岩屋堂線)の利用者状況について ・名鉄バスにおける高齢者向けフリーパスの購入者向け情報誌の紹介 ・「道の駅瀬戸しなの」イベント情報のお知らせ
令和4年11月 (第41号)	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バス試乗体験と撮影会の開催報告について ・名鉄バスしなの線(旧瀬戸北線)及びコミュニティバス品野3線(上半田川線・片草線・岩屋堂線)の利用者状況について ・地域のイベントについて
令和5年3月 (第42号)	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バスしなの線(旧瀬戸北線)及びコミュニティバス品野3線(上半田川線・片草線・岩屋堂線)の利用者状況について ・コミュニティバス品野3線沿線のオススメスポットについて

- ・ 下品野地区沿線協議会では、バスの乗り方教室について記載し、バスへの愛着形成を図った。

発行月	内容
令和5年2月 (第21号)	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの乗り方教室の開催報告について

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) しなの線(旧瀬戸北線)

ア 路線図

- ・ 起点：上品野～経由：しなのバスセンター・瀬戸駅前～終点：新瀬戸駅
- ・ 起点：しなのバスセンター～経由：瀬戸駅前～終点：新瀬戸駅
- ・ 起点：上品野～経由：しなのバスセンター～終点：瀬戸駅前 ※
- ・ 起点：しなのバスセンター～経由：古瀬戸～終点：瀬戸駅前
- ・ 起点：上品野～経由：しなのバスセンター・陶生病院～終点：新瀬戸駅
- ・ 起点：しなのバスセンター～経由：陶生病院～終点：新瀬戸駅

※ 地域公共交通確保維持改善計画事業の補助対象系統

イ 予定しているダイヤ

始発出発時間 5時57分～終発出発時間 23時1分

→ 上記は別添チラシ「しなの線(2023年3月18日ダイヤ改正)」参照

ウ 運行期間

令和5年10月1日～令和6年9月30日

エ 運行事業者の決定方法

運行事業者のノウハウを活用し、効率的で利便性が高く、より安全な運行を行うため、プロポーザル方式により事業者(名鉄バス株式会社)を決定した。

オ 既存交通や地域間交通との関係や整合性

<p>網形成計画において、地域間交通ネットワークである鉄道と一体となって市内の公共交通軸としての機能を担い、コミュニティバスが接続する市内基幹バスとして位置づけられ、既存公共交通勢圏外を経由する路線である。</p> <p>カ 補助対象事業 平成21年10月～平成24年3月 地域公共交通活性化・再生総合事業 平成24年4月～ 地域公共交通確保維持改善事業</p>
<p>(2) 赤津線</p>
<p>ア 路線図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起点：赤津～経由：古瀬戸～終点：瀬戸駅前 ※ ・ 起点：赤津～経由：塩草町西・一里塚～終点：瀬戸駅前 ※ ・ 起点：赤津～経由：塩草町西・にじの丘学園～終点：瀬戸駅前 ※ ・ 起点：にじの丘学園～経由：塩草町西～終点：赤津 ・ 起点：にじの丘学園～終点：瀬戸駅前 <p>※ 地域公共交通確保維持改善計画事業の補助対象系統</p> <p>イ 予定しているダイヤ 始発出発時間6時14分～終発出発時間21時54分 → 上記は別添チラシ「赤津線（2023年3月18日ダイヤ改正）」参照</p> <p>ウ 運行期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日</p> <p>エ 運行事業者の決定方法 赤津線の一部区間（古瀬戸から瀬戸駅前区間）では、しなの線（旧瀬戸北線）が運行されバス停留所を共有しており、また、しなの線（旧瀬戸北線）と相互に乗り継ぐことができるよう同事業者（名鉄バス株式会社）とした。</p> <p>オ 既存交通や地域間交通との関係や整合性 網形成計画において、地域間交通ネットワークである鉄道と一体となって市内の公共交通軸としての機能を担う市内基幹バスとして位置づけられ、既存公共交通勢圏外を経由する路線である。</p> <p>カ 補助対象事業 平成21年10月～平成24年3月 地域公共交通活性化・再生総合事業 平成24年4月～ 地域公共交通確保維持改善事業</p>
<p>5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>本市から交通事業者への補助金額については、経常費用から経常収益を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>瀬戸市地域公共交通会議</p>

7	補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
	沿線協議会との意見交換し、利用状況を把握する。
8	別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
	該当なし
9	別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
	該当なし
10	生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
	該当なし
11	外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
	該当なし
12	地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
	古瀬戸、東明、深川、祖母懐地域の交通不便地域等を含む市東部
13	車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
	該当なし
14	車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
	該当なし

<p>15 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>16 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>17 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>しなの線（旧瀬戸北線）及び赤津線における、現行の路線及び地域公共交通確保維持改善事業の申請に係る開催状況は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年12月14日（平成22年度第3回瀬戸市地域公共交通会議） 運行時間帯、運行便数、路線の概要について協議 ○ 平成23年2月9日（平成22年度第4回瀬戸市地域公共交通会議） 運行時間帯、運行便数、路線の詳細について協議、承認 （省略） ○ 令和5年3月18日 名鉄瀬戸線のダイヤが改正されることに伴い、乗継時間を調整するためしなの線及び赤津線のダイヤ改正 ○ 令和5年3月18日（令和4年度第3回瀬戸市地域公共交通会議） しなの線及び赤津線のダイヤ改正について報告 ○ 令和5年6月26日（令和5年度第1回瀬戸市地域公共交通会議） 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について協議
<p>18 利用者等の意見の反映状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度に開催したコミュニティ交通市民ワークショップ内で挙げた意見をもとに、わかりやすく、持ち運びのしやすいコミュニティバスポケット時刻表を作成した。 ○ 平成28年度に市民3,000人を対象に公共交通に関するアンケート調査を実施し、平成29年度には瀬戸北線利用者を対象にアンケート調査を実施した。この調査から得られた課題を踏まえ、令和元年6月に網形成計画を策定した。
<p>19 協議会メンバーの構成員</p>

項目	人数	構成員
会長	1名	・瀬戸市長
学識経験者	2名	
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	3名	・名鉄バス株式会社 ・瀬戸自動車運送株式会社 ・公益社団法人愛知県バス協会 ・瀬戸旭タクシー部会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	1名	・愛知県交通運輸産業労働組合協議会
市民団体又は市民の代表	6名	・瀬戸市自治連合会 ・瀬戸市小中学校 PTA 連絡協議会 ・瀬戸市障害者団体連絡協議会 ・瀬戸市老人クラブ連合会 ・瀬戸市社会福祉協議会 ・瀬戸商店街連合会
市の公募に応じた者のうち、市長が必要と認める者	2名	
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者	1名	・国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
瀬戸警察署長又はその指名する者	1名	・愛知県瀬戸警察署交通課
愛知県都市・交通局交通対策課長又はその指名する者	1名	・愛知県都市・交通局交通対策課
愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者	1名	・愛知県尾張建設事務所維持管理課
市職員	3名	・瀬戸市市民生活部 ・瀬戸市健康福祉部 ・瀬戸市都市整備部
その他	2名	・名古屋鉄道株式会社 ・愛知環状鉄道株式会社

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 瀬戸市追分町64番地の1

(所属) 都市整備部 都市計画課

(氏名) 本田 峻之

(電話) 0561-88-2680

(FAX) 0561-88-2695